

令和5年 第1回臨時会

浪江町議会会議録

令和5年 2月 8日 開会

令和5年 2月 8日 閉会

浪 江 町 議 会

令和5年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（2月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
閉会の宣告	11

浪江町告示第 1 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 5 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 1 月 1 9 日

浪江町長 吉 田 栄 光

- 1 日 時 令和 5 年 2 月 8 日（水） 午前 9 時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）浪江町課設置条例の一部改正について
 - （2）令和 4 年度浪江町一般会計補正予算（第 5 号）

○ 応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	7番	紺野則夫君
8番	佐々木茂君	9番	山本幸一郎君
10番	高野武君	11番	渡邊泰彦君
12番	松田孝司君	13番	佐々木勇治君
14番	山崎博文君	15番	紺野榮重君

不応招議員（1名）

6番 半谷正夫君

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和5年第1回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和5年2月8日(水曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 浪江町課設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第2号 令和4年度浪江町一般会計補正予算(第5号)

出席議員（14名）

1番	武藤晴男君	2番	紺野豊君
3番	吉田邦弘君	4番	平本佳司君
5番	小澤英之君	7番	紺野則夫君
8番	佐々木茂君	9番	山本幸一郎君
10番	高野武君	11番	渡邊泰彦君
12番	松田孝司君	13番	佐々木勇治君
14番	山崎博文君	15番	紺野榮重君

欠席議員（1名）

6番 半谷正夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	副町長	君
吉田栄光君	山本邦一君		
副町長	長	総務課長	君
成井祥君	横山秀樹君		
企画財政課長	健康保険課長兼	浪江診療所事務長兼	
吉田厚志君	仮設津島診療所事務長	西健一君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局	局長	次長	兼係長	君
掃部関	久君	中野	夕華子	
書記	宏君			
藤田知				

○議長（平本佳司君） おはようございます。

令和5年第1回浪江町議会臨時会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになりました方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をさげたいと思いますので、ご起立をお願いします。黙禱。

[黙とう]

○議長（平本佳司君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場出入口の開放等の対策を実施いたしております。ご理解をお願いします。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、5番、小澤英之君、7番、紺野則夫君、8番、佐々木茂君を指名します。

◎会期の決定

○議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第3、議案第1号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

議案第1号 浪江町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

事務機構の再編に伴い、内部組織及び分掌事務について所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案資料によりご説明申し上げます。

タブレット内の議案書5ページ、資料1をご覧ください。

2の主な改正内容でございますが、第1条の改正は、地方自治法第158条第1項の規定に基づく、町長部局の設置課に市街地整備課を追加するものでございます。

第2条の改正は、財産に関することを企画財政課から総務課へ移管、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る賠償支援に関することを総務課から介護福祉課へ移管し、市街地整備課の分掌事務としまして、中心市街地の整備に関すること及び福島国際研究機構に関することを規定するものでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものとなります。

次に、6ページから10ページまでは新旧対照表、それから11ページ資料2につきましては再編後の町長部局の組織体制となっておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、紺野榮重君。

○15番（紺野榮重君） 15番、紺野榮重です。

今度市街地整備課が新設されるというふうなことで、計画係、整備係、F-R-E-Iの立地室というふうなことですけれども、それぞれ何名配置されるのかお伺いをいたします。

もう一つは、建設課の都市計画係と市街地整備課の計画係との違

いはどういうふうなことなのかお伺いたします。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） まず、配置人員でございますが、係何名というのはまだこれから検討していく段階となっております、全体としては15名ほどを考えております。課全体として15名ほどを考えております、その中で各係に割り振りをしていくような形になるかと思えます。

それから、計画係と整備係の違いですが、計画係のほうにつきましては、あくまで中心市街地の整備関係の計画関係の業務を担当していただく、それから整備のほうにつきましては、駅前周辺事業関係、そちらのほう整備関係ですね、建築とか土木関係、そちらのほうの統括的な業務を担当していただくような形になるかと思えます。

説明は以上です。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） おはようございます。

1点質問したいんですけれども、その前に、一般質問した関係がありますから、4月から新設される課ができたということで、職員の皆さんも大変でしょうが、復興のために頑張っていただきたいと思えます。

その上で、今回の条例改正の中で、第2条の改正で、財産に関することを企画財政課から総務課へ移管するという改正でありまして、新旧対照表の7ページ、2の企画財政課、次ページ8ページの（2）に財政全般に関することと企画財政課ではまだ削除になっておりませんというか、係でいうと企画財政課財政係が残ることですよね。私は管財も財政も総務課に全て移管するものだというふうに思ったんですけれども、その辺についてはどういう考えの下にこういう係になったのか教えていただきたいと思えます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） まず、企画財政課の財政係でございますが、こちらのほうは、いわゆる予算決算、そちらが主な業務となっております。

それから、総務課のほうに移管されます財産に関すること、こちらのほうは管財係ということで、町の施設関係、それから施設をはじめとします財産関係の管理をするような形を考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 14番、山崎博文君。

○14番（山崎博文君） もう一度繰り返しになりますけれども、せっかくこういうふうに移管するのであれば、全て管財も財政も総務課のほうに事務分掌をすべきではなかったかと思うんですけれども、分けた理由についてもう一度管財はなぜ総務課で財政はなぜ企画財政なのかという点をお伺いします。

○議長（平本佳司君） 山本副町長。

○副町長（山本邦一君） お答えします。

事務機構改善委員会の議論の中で、これは2年に遡るんですけれども、上申事項として企画財政課の財政管財係を分割して財政係と管財係を設置していただきたいというような担当部署からの意見もございました。

その中で、財政業務の予算、決算、交付金、相当のボリュームがあり、この部分については今までどおり企画財政課の中で担当すると。そのほか実際の管財業務、庁舎の改修工事は大体終わりましたけれども、その後の分譲地になり財産管理が出てきます。そこの業務についても今後増大しているということで、管財業務については総務課のほうで対応するというような形で、事務機構改善委員会の中で議論してきた経過がございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 今総務課長のほうから説明があったんですが、5ページのただこういうふうにしますの説明で、じゃ趣旨は何なんだというふうなところが抜けているのかなと。例えば、今山崎議員がお話されたような果たしてその趣旨の説明がないのかなと。

具体的には、例えばそのほかに賠償関係で総務のほうから介護福祉ですか、こちらのほうに移管する、その意味合いがどうなののかとか、そういった詳細な説明をお願いしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 趣旨ということですので申し上げますと、まず、市街地整備課の新設につきましては、やはり同じF-R-E-Iも駅前周辺、駅前整備事業のほうも駅周辺の事業だということで、それぞれの連携を図っていくのが効率的な進め方になるということで、そういった関係で12月の議会でも山崎議員のほうから質問がありましたけれども、そういった形でお互いの事業の連携を図るために中心市街地整備室、整備課のほうを今回新設するというような形

となつてございます。

それから、企画財政課の先ほどの財政管財係の財政係と管財係の分離に関しましては、先ほど副町長が申し上げたとおりでございます。

それから、賠償支援に関すること、こちらのほうですが、こちらのほうを介護福祉課のほうに持っていく関係ですけれども、移管する関係ですけれども、こちらにつきましては、管財係を管財の分野を総務課のほうに持っていくことによりまして総務課のほうが5係となつてしまうということで、あまりにも規模が大きくなつてしまう関係上、賠償支援に関しましてはやはり避難者の関係あるいは生活困窮者とのつながりが多い業務だということで、介護福祉課に持っていくのが適当だろうということでこういった形になってございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

○5番（小澤英之君） はい。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 市街地整備課の件でちょっと一つだけ教えてほしいんですけども、計画係と整備係があつて、その下にF-R-E-Iの立地室というのをつくっているんですけども、これ想定としてそのF-R-E-I立地室は役場庁舎内に置くのか、それとも今度できる仮事務所の中に入り込むのか、その辺分かつていけば教えてください。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） ご質問にお答えいたします。

F-R-E-I立地室につきましては、まず、役場内にしっかりと体制を整えまして、F-R-E-Iの円滑な立地促進のためにしっかりと連携して取り組んでまいりたいと思います。

また、今ほど総務課長から話がありましたとおり、駅の東側ですね、駅周辺整備事業が展開されていくのが来年度にスタート、それから西口のほうはF-R-E-Iの仮事務所ができるというふうなことで、やはり浪江町の駅周辺整備事業をやはり一体的に進める上で、役場もしっかりと主体的に取り組んでいく必要がありますので、F-R-E-Iに置くのではなく役場の中にしっかりと置きながら取り組んでいきたいというふうにご考慮しております。

○議長（平本佳司君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号 浪江町課設置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、議案第2号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第2号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ843万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を354億7,955万3,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

17ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金108万7,000円の増につきましては、こちらは国の令和4年度補正予算によりまして創設された事業でございます出産・子育て応援事業の補助裏の財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額しているものでございます。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金684万4,000円の増につきましては、出産・子育て応援事業のこちらが主たる財源となります出産・子育て応援交付金のほうを計上しているものでございます。

続きまして、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金50万円の増につきましては、ペーパーレス議会用タブレット端末購入の財源として計上しているものでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費50万円の増につきましては、ペーパーレス会議用タブレット端末購入費でございます。事務組織の改編に伴いまして不足が見込まれる分として2台分の購入費用として計上しているものでございます。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目4母子衛生費651万6,000円の増につきましては、出産・子育て応援事業として妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体化して実施する事業でございます。対象者に計10万円相当を支援する事業の費用となっております。

続きまして、目5保健事業費141万5,000円の増につきましては、委託料の増でございます。出産・子育て応援事業を実施するに当たりまして必要なシステム改修費用を計上しているものでございます。

続きまして、19ページには財政調整基金の運用状況となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号 令和4年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前 9時21分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 平 本 佳 司

署名議員 小 澤 英 之

署名議員 紺 野 則 夫

署名議員 佐 々 木 茂